

# 危険が内在するサービスを提供する 事業者の責任免除条項の許容性 —プロ野球場におけるファウルボールによる傷害事故に関する裁判例から

弁護士 増田 朋記

## 1 危険が内在するサービスにおけるサービス提供者の責任と利用者の自己責任

利用者に一定の事故が発生する危険がそもそも内在しているといわれるようなサービスの場合に、サービスを提供する事業者がどこまでの責任を負い、どこからが利用者の自己責任となるのだろうか。例えば、野球観戦中の観客にファウルボールが直撃したという事故についてはどうか。

宮城球場で発生したファウルボールによる観客の事故に関し、仙台地裁平成23年2月24日判決(以下、単に「仙台地裁判決」という。)及びその控訴審である仙台高裁平成23年10月14日判決(以下、単に「仙台高裁判決」という。)は、安全性の確保とともに「臨場感の確保」という点を重要な判断要素の一つとして考慮し、球場についての「設置又は管理の瑕疵」(国家賠償法2条1項)及び「設置又は保存の瑕疵」(民法717条1項)を否定している。端的に言えば、野球を観戦する通常の観客を前提とした場合に、ファウルボールが観客席に飛来する可能性があること自体は、球場として通常の安全性の範囲であると評価するものといえよう。

他方で、札幌ドームで発生したファウルボールによる観客の事故に関して、札幌地裁平成27年3月26日判決(判例時報2314号49頁。以下、単に「札幌地裁判決」という。)は、「通常有すべき安全性を欠いていたものであって、工作物責任ないし営造物責任上の瑕疵があったものと認められる。」とした。上記の宮城球場の事故に関する仙台地裁判決・仙台高裁判決とは真向から対立する判断である。

他方で、札幌地裁判決の控訴審となった、札幌高裁平成28年5月20日判決(判例時報2314号40頁。以下、単に「札幌高裁判決」という。)では、球場の「瑕疵」については仙台地裁判決や仙台高裁判決と同様に否定されている。もっとも、当該観客が、新しい客層を積極的に開拓する営業戦略の下に実施された小学生招待企画により招待されていたという経緯などを踏まえて、野球観戦契約上の安全配慮義務違反を認定し、球団の

損害賠償責任について肯定した(もっとも、観客側にも2割の過失相殺を認めている)。

## 2 事業者の損害賠償責任の免除条項の不当性

上記のとおり、近似の裁判例においては、当該サービス自体に一定の危険が内在されているとしても、当然に利用者の自己責任として片付けられるものではなく、一定の場合には事業者にも責任が問われることが示されている。このような裁判例を踏まえ、本質的な対応としては、事業者側の安全対策そのものが見直されるべきであるが、実際上の事業者側の対応として、予期せぬリスクの発生を防止するために、サービスを利用する消費者に対する損害賠償責任の全部又は一部を免除する条項を予め約款等に規定しておくというケースが生じることも想定される。しかし、このような損害賠償責任の免除条項は、本来消費者に正当に認められるはずの損害賠償請求権を排除又は制限するものであり、消費者と事業者という構造的な格差を前提とした場合には、大きな不当性を有する条項となることが留意されなければならない。

この点、消費者契約に関する民事ルールを定めた消費者契約法では、同法8条において、「事業者の損害賠償の責任を免除する条項等の無効」に関する規定が置かれている。同条1項では、責任原因や、全部免除であるか一部免除であるかによって場面を分け、1号から5号までの規定が置かれており、債務不履行責任・不法行為責任・瑕疵担保責任についての全部免除条項は無効とされ、債務不履行責任・不法行為責任の一部免除条項についても事業者の故意・重過失によるものについては無効としている。

したがって、「本サービスの利用に関して生じた損害について、運営側は一切の責任を負わない」などの責任免除条項が安易に規定された場合には、当該条項は無効であり、実際に事故が発生した際には、結局当該事業者はその責任を免れることはできないこととなるのである。

## 3 事業者の損害賠償責任の免除条項の許容性

(1) 上記のとおり責任の全部免除条項は消費者契約法8条により無効とされているが、軽過失による債務不履行責任・不法行為責任の一部免除条項や瑕疵担保責任の一部免除条項については、同条の対象とはされておらず、不当条項に関する一般規定である消費者契約法10条の規律に委ねられている。したがって、軽過失の場合に限定した損害賠

償責任の一部免除条項などは、消費者契約法の条文上、消費者の利益を一方的に害するとはいえない一定の場合には許容される可能性がある。

- (2) このような損害賠償責任の一部免除条項の有効性についても、上記の札幌ドームで発生したファウルボール事故に関する札幌地裁判決及び札幌高裁判決において判断が示されている。

同事案では、野球観戦契約の契約約款13条1項において、ファウルボールに起因して観客に生じた損害について責任を負わない旨が規定されていた。もっとも、同条同項の但書において、主催者又は球場管理者の責めに帰すべき事由による場合はこの限りでないと定められており、その上で、同約款13条2項では、同条1項但書の場合において主催者又は球場管理者が負担する損害賠償の範囲は、治療費等の直接損害に限定され、逸失利益その他の間接損害及び特別損害は含まれないものとされ、さらに同項但書は、主催者又は球場管理者の故意行為又は重過失行為に起因する損害についてはこの限りでないと定めていた。

すなわち、契約約款13条全体として、故意・重過失の場合を除き、主催者又は球場管理者が負うこととなる賠償責任の範囲を直接損害に限定するという一部免除条項となっていたといえるのである。

- (3) 札幌地裁判決は、このような契約条項について、「同条1項は、6号で、『前各号に定めるほか、試合観戦に際して、球場及びその管理区域内で発生した損害』としているなど、ファウルボールに限らず、一般的に主催者や球場管理者の損害賠償責任の相当部分を免除するというもので、信義に反するものであり、観戦者の利益を一方的に害するものであるから、それ自体無効というべきである。」とした(加えて、同判決は、同契約約款による一部免除が権利濫用に当たり許されないとしている。)

すなわち、責任の一部免除の対象となる責任の範囲が抽象的で広すぎることをもって不当条項に該当するものと認定したものである。一部免除であっても、一般的に許容されるものではなく、必要な範囲に限定されるべきであるとの判断を示したものと考えられる。

- (4) 一方、札幌高裁判決は、「具体的な法的紛争において上記のような免責条項による法的効果を主張するためには、観客である被控訴人において、

当該条項を現実に了解しているか、仮に具体的な了解はないとしても、了解があったものと推定すべき具体的な状況があったことが必要であるところ、本件においてはかかる状況は認められない。」として合意の成立自体を否定している。その上で、仮に合意が成立しているとしても「本件免責条項2項は、1項但書により主催者が免責されない場合の損害賠償の範囲について、主催者等の故意又は重過失に起因する損害以外は治療費等の直接損害に限定しているが」「(球団が)試合中にファウルボールが観客に衝突する事故の発生頻度や傷害の程度等に関する情報を保有し得る立場にあり」「ある程度の幅をもって賠償額を予測することは困難ではなく、損害保険又は傷害保険を利用することによる対応も考えられることからすれば、このような対応がないまま上記の条項が本件事故についてまで適用されるとすることは、消費者契約法10条により無効である疑い」があるとしている。すなわち、損害保険等の他の対応策によることなく、賠償範囲を限定している点で不当条項の疑いがあると判断している。この判示もまた、一部免除条項の許容される範囲を限定的なものと考えているといえよう。

#### 4 まとめ

利用者に一定の事故が発生する危険が内在しているサービスについて、消費者がそのことを知りながら利用していたという場合であっても、実際には、事故により発生する損害の内容を、契約を締結する段階で消費者が予め具体的に想定することは容易ではない。損害賠償責任の免除条項は、そのような消費者側には具体的に予想することが困難なリスクを、事故が発生する前の契約締結段階で消費者に転嫁する点で不当性が大きい。とりわけ、生命・身体という重大な法益についての損害が発生する事故については、その不当性は著しいものとなり、そもそも予めその賠償請求権を放棄させるということ自体になじまないものというべきであろう。

事業者としては「危険なサービス」を提供可能とするためにやむを得ない措置として責任免除条項を用いると考えられるのかもしれないが、そもそも責任免除条項が無い場合であっても、およそ避け得ない事故が発生した場合にまで事業者が責任を負うことになるのではなく、責任免除条項を規定するという手段が、当該サービスを提供するにあたって真にやむを得ない

---

措置であるのかについては疑問がある。私見としては生命・身体に対する重大な損害に関して責任免除条項が有効に適用されるケースはほとんどあり得ないのではないかと思われるが、上記札幌地裁判決や札幌高裁判決の判断を踏まえても、損害賠償責任免除条項を規定する場合には、他の取り得る対応策を十分に検討した上で、適用対象となる場面を限定することが求められよう。